

「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版の取組の方針（案）

2026年2月

ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る
関係府省庁施策推進・連絡会議

令和8年度から「ビジネスと人権」に関する行動計画改定版（新計画）を実施するに当たり、今後5年間の関係府省庁連絡会議及び円卓会議・作業部会での議論の方向性等を以下のとおりとする。

1 新計画の実施・見直しに関する5年間の方向性（議論の進捗によって、時期は調整され得る。）

(1) 1年目～4年目（令和8（2026）年度～令和11（2029）年度）：行動計画の施策に基づき、企業の人権尊重の取組に実質的に寄与するような施策に関して検討を行う。作業部会では、ステークホルダーからテーマに沿った取組の提案を受け、関係する府省庁と議論を行う。円卓会議では、作業部会での提案・議論を報告し、意見交換を行う。これらを受けて、各府省庁において施策への反映を検討する。各年度に扱うテーマは2つ程度を想定する（例えば、能力構築、苦情処理メカニズムの普及、モニタリング手法等、優先課題の各テーマに関するもの）。

(2) 5年目（令和12（2030）年度）：ビジネスと人権を取り巻く国内外における状況の変化を踏まえて、ステークホルダーの意見も聴取し、公表から5年を目途に関係府省庁連絡会議において改定の必要性を判断するため、関連の情報収集を行う。1年目から4年目の活動と同様の活動も可能な範囲で並行して行う。

(3) 5年目（令和12（2030）年度）中目処：関係府省庁連絡会議において、改定の必要性を判断する。

2 当面の施策レビュー

当面の年次レビューは以下のとおり行う。

(1) 関係府省庁による関連する施策に関する実施報告を基に、事務局（外務省）において、政府報告を取りまとめる。

(2) 関係府省庁による実施報告及び政府報告の内容は円卓会議に共有され、ステークホルダーが評価をまとめる。

(3) 年次レビューの内容を関係府省庁連絡会議で承認する。

(4) 政府報告と施策実施報告一覧、ステークホルダー評価は外務省ウェブサイトに掲載する。

3 会議スケジュール（調整によって変動があり得る）

2026	4月	円卓会議（5年目レビュー）（持ち回り）
	5月	第16回関係府省庁連絡会議（5年目レビューの承認）
	6月	作業部会（テーマ別議論：モニタリング手法、能力構築、苦情処理メカニズムの普及等、優先課題の各テーマから2つほど）
	以降	の普及等、優先課題の各テーマから2つほど）
	12-	円卓会議・作業部会
	1月	（作業部会からテーマ別議論の結果を報告、意見交換）

3月	第17回関係省庁連絡会議 (テーマ別議論の結果を報告、翌年の方向性を決める)
2027年度	テーマ別議論
2028年度	同上
2029年度	同上
2030年度目処	改定の要否について情報整理し、関係府省庁連絡会議にて判断する

【参考】「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）：第4章 今後の行動計画の実施及び見直しに関する枠組み

1 行動計画の実施体制

連絡会議の下、各府省庁は関連する施策を適宜連携して実施する。また、関係府省庁とステークホルダーとの間における信頼関係に基づく対話の機会として、円卓会議・作業部会を継続する。

2 行動計画の実施工程

新計画の実施状況を、毎年、連絡会議において確認する。実施状況の確認に当たっては、関係府省庁における既存の評価指標の活用も含め、可能な限り、客観的な指標を用いるように努める。また、新計画に記載の施策に加え、新たな施策がある場合にはそれらも含める。実施状況を確認するに当たっては、ステークホルダーに意見聴取を行う。

3 行動計画の開始・改定

新計画は、2026年度から開始する。新計画の改定については、今後のビジネスと人権を取り巻く国内外における状況の変化を踏まえて、ステークホルダーの意見も聴取し、公表から5年を目途に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、必要性を適切に判断する。

(了)